令和３年度　通所支援事業者等育成事業　情報交換会

大阪府発達支援拠点
障がい児通所支援事業者等
育成事業について

大阪府　福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課
発達障がい児者支援グループ

1

発達障がい児者の支援における制度

発達障害者支援法

◆ 基本理念（第２条の２）

・発達障害者の支援は、
①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
②社会的障壁の除去に資する
③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う

◆ 国及び地方公共団体の責務（第３条第２項　抜粋）

・国及び地方公共団体は、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に 、
①就学前、学校、その他の発達支援
②就労、地域における生活等に関する支援
③発達障害者の家族その他の関係者に対する支援が行われるよう必要な措置を講じるもの

2

発達障がい児者の支援における制度

発達障害者支援法

◆教育（第８条）

国及び地方公共団体は、発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、下記等の支援体制の整備を行うこと、必要な措置を講じるものとする。

① 可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行う
② 個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進
③ いじめの防止等のための対策の推進

3

大阪府における発達障がい児者支援の取組

第4次大阪府障がい者計画（Ｈ24～）
『施策の谷間にあった分野への支援の充実』
（発達障がい・高次脳機能障がい等）

【検討】 発達障がい児者支援体制整備検討部会の設置（H24.11）
↓
H25から、知事重点事業として全庁的な取組を開始

発達障がい児者総合支援事業の創設

【組織】 発達障がい児者支援グループの設置（H25.4）
↓
【計画】 大阪府発達障がい児者支援プラン（旧プラン）の策定（H26.3）
↓
【計画】 大阪府新・発達障がい児者支援プランの策定（H30.3）
↓
【計画】大阪府第５次障がい者計画への統合（R3.３）

4

大阪府発達障がい児者総合支援事業

◆ 発達障がい児者支援について、「それぞれのライフステージに応じた、一貫した切れ目のない支援」を行う

◆ 障がい福祉施策担当課だけではなく、保健・福祉・医療・教育・雇用労働等の関係部局と連携
関係部局：福祉部・健康医療部・教育庁・商工労働部等

◆ 大阪府発達障がい児者支援プラン（いわゆる旧プラン）に基づく H25~29年度の取組成果を評価し、事業を総括（H30）

◆ その後継となる新プラン（H30~R2）における効果的な施策の取組に反映

◆ 新プランの評価を踏まえ、第５次大阪府障がい者計画（R3～R８）に統合。これまで取り組んできた発達障がい児者支援施策の基本理念を継承しつつ、「共に生きる社会」の実現を目指し、「地域を育む施策」の取組を進める。

大阪府発達障がい児者支援の取組

◆ **施策の基本理念**

- ライフステージに応じた支援を基本に切れ目ない支援を図る。
- 併せて、ライフステージを通じた支援でこれを補完する。
- タテとヨコの支援を充実して、全体として支援のすき間を最小化していく。
- 「共に生きる社会」の実現を目指し、「地域を育む施策」の取組を進める。

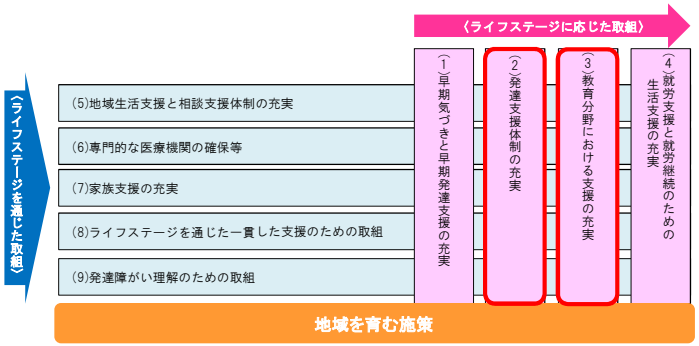

障がい種別ごとの特別支援学級の学級数および在籍児童数の推移

H20～H30の10年間で、**自閉症・情緒障がい**の学級数と在籍児童生徒数が２倍以上に増加し、支援学級全体に占める割合も大きくなっている。
（H20、H30　文部科学省調査の結果を元に集計）

（自閉症・情緒障がいの学級数、児童生徒数）
学級数（H20）13,852 学級　→　（H30）27,429 学級
児童生徒数（H20）43,702 名　→　（H30）122,836 名

障がい種別	学級数（学級）						在籍児童生徒数（人）					
	H20		H30		伸び率	全体に占める割合の変化	H20		H30		伸び率	全体に占める割合の変化
知的障がい	21,139	（ 52.8 %）	28,111	（ 44.4 %）	1.3	-8.5	71,264	（ 57.4 %）	121,160	（ 47.2 %）	1.7	-10.2
肢体不自由	2,485	（ 6.2 %）	3,117	（ 4.9 %）	1.3	-1.3	4,201	（ 3.4 %）	4,718	（ 1.8 %）	1.1	-1.5
病弱・身体虚弱	1,092	（ 2.7 %）	2,279	（ 3.6 %）	2.1	0.9	2,012	（ 1.6 %）	3,725	（ 1.5 %）	1.9	-0.2
弱視	280	（ 0.7 %）	508	（ 0.8 %）	1.8	0.1	347	（ 0.3 %）	592	（ 0.2 %）	1.7	0.0
難聴	706	（ 1.8 %）	1,226	（ 1.9 %）	1.7	0.2	1,229	（ 1.0 %）	1,825	（ 0.7 %）	1.5	-0.3
言語障がい	450	（ 1.1 %）	704	（ 1.1 %）	1.6	0.0	1,411	（ 1.1 %）	1,815	（ 0.7 %）	1.3	-0.4
自閉症・情緒障がい	13,852	（ 34.6 %）	27,429	（ 43.3 %）	2.0	8.7	43,702	（ 35.2 %）	122,836	（ 47.9 %）	2.8	12.7
総計	40,004		63,374				124,166		256,671			

※（　）は支援学級全体に占める割合

障がい種別ごとの通級指導を受けている児童・生徒の人数の推移

発達障がい（注意欠陥多動性障がい、学習障がい、自閉症）の人数が増加。全体に占める割合も大きくなっている。（R1文部科学省調査より）
(H18) 6,894 名（全体の16.6%）　→　(R1) 72,733 名（全体の54.2%）

教育と福祉の連携強化について

◆ 文部科学省および厚生労働省より、「トライアングルプロジェクト」として、障がいのある児童生徒の支援における家庭と教育と福祉の連携が求められている。その中で、教育と福祉の連携強化のために、学校の教職員等へ福祉制度を周知する取組が必要とされている。

◆学校において支援を必要とする発達障がいのある児童・生徒の数が増加傾向。知的障がいの有無や本人の状態像によって、支援学校もしくは地域の学校の支援学級、通級指導教室、普通学級と、多様な場で学ぶ形になる。

◆発達障がい者支援体制整備検討部会で策定された「新・発達障がい児者支援プラン後の発達障がい児者支援について（提言）」においても、乳幼児期だけでなく、各ライフステージにおいても早期の気づきから支援につなぐ取組みが求められている。

発達障がいの傾向が窺われる児童を早期に発見し、教育と福祉が連携して各児童生徒の特性に合った支援を行うためにも、教職員等への制度の周知が必要。

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
		医療型児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。
		放課後等デイサービス	児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
障害児訪問系		保育所等訪問支援	児	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
		居宅訪問型児童発達支援	児	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
障害児入所系		福祉型障害児入所施設	児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
		医療型障害児入所施設	児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援	者 児	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
		障害児相談支援	児	【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】
		地域移行支援	者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。
		地域定着支援	者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡帳など、緊急時の各種支援を行う。

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）
※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）
（注）1．表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

※厚生労働省「障害児通所支援・障害児入所施設の概要」より引用

障害福祉サービス等の体系　～児童発達支援～

○ 対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む（発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可）。

○事業の概要

≪サービス内容≫

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う（通所）

≪事業の担い手≫

①児童発達支援センター（児童福祉法第43条）
通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う（地域の中核的な支援施設）

②それ以外の事業所
もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○ 提供するサービス

児童発達支援

○身近な地域における通所支援

・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

≪児童発達支援センター≫
○左の機能に加え、地域支援を実施
○主な人員配置
・児童指導員及び保育士　4：1以上
・児童指導員　1人以上　・保育士1人以上
・児童発達支援管理責任者　1人以上

≪児童発達支援センター以外≫
○主な人員配置
・児童指導員又は保育士
又は障害福祉サービス経験者　10：2以上
・児童発達支援管理責任者　1人以上

※厚生労働省「障害児通所支援・障害児入所施設の概要」より引用

障害福祉サービス等の体系　～放課後等デイサービス～

○ 事業の概要

・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児
（＊引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能）

○ 利用定員

10人以上

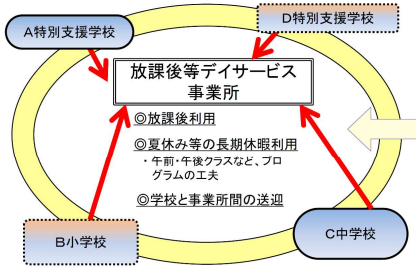

○ 提供するサービス

◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
①自立した日常生活を営むために必要な訓練
②創作的活動、作業活動
③地域交流の機会の提供
④余暇の提供

◆ 学校との連携・協働による支援（学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性）

※厚生労働省「障害児通所支援・障害児入所施設の概要」より引用

障害福祉サービス等の体系　～居宅訪問型児童発達支援～

○ 事業の概要

・ 重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

○ 対象児童

重度の障害等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児

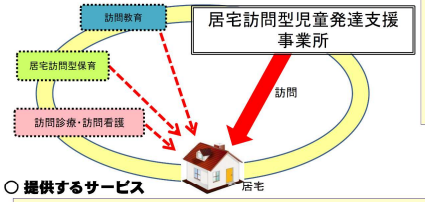

◆対象となる障害児の例

・重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる児

・人工呼吸器を装着している状態その他日常生活営むために医療を要する児

・重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児　　等

（※）単なる見守りや送迎者の不在など、障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、確認のため障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用が必須

○ 提供するサービス

◆ 児童発達支援または放課後等デイサービスと同様の支援を居宅において提供。

◆ 対象者は著しく外出が困難な障害児であり、体調が不安定であることが想定されるため、支給決定日数は週2日を目安とする。
（ただし、障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない）

※厚生労働省「障害児通所支援・障害児入所施設の概要」より引用

障害福祉サービス等の体系　～保育所等訪問支援～

○ 事業の概要

・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
＊「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
＊発達障害児、その他の気になる児童を対象

→ 相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要

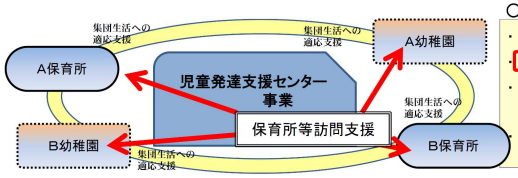

○ 訪問先の範囲

・ 保育所、幼稚園、認定こども園

・ 小学校、特別支援学校

・ （H30より追加）乳児院、児童養護施設

・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
（①障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）
②訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等））

◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。

◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士（障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職）を想定。

※厚生労働省「障害児通所支援・障害児入所施設の概要」より引用

障害福祉サービス等の体系　～障害児入所支援～

○ 平成23年度まで各障害別に分かれていた障害児入所施設については、平成24年度から「障害児入所施設」として一元化し、重複障害等への対応の強化を図るとともに、自立に向けた計画的な支援を提供。
○ 従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型。

1. 対象者

・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
＊手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
＊3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能（ただし、医療型の対象は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児）

2. 様々な障害や重複障害等に対応

・「障害児入所施設」として一元化される前の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害児以外の障害児を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供。

・ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策（障害者総合支援法の障害福祉サービス）で対応することを踏まえ、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供。

3. 18歳以上の障害児施設入所者への対応

・ 障害者総合支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。

＊引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することが可能。

※厚生労働省「障害児通所支援・障害児入所施設の概要」より引用

大阪府発達支援拠点の取り組み
（旧名称：大阪府発達障がい児療育拠点）

個別療育

➢ H17～H21にかけて、松心園における待機問題の解消を目的に、大阪府が政令市を除く府内の６つの二次医療圏域に1か所ずつ発達障がい児療育拠点を設置。複数の社会福祉法人に委託し、個別療育を実施。

療育拠点では、発達障がいに特化した、TEACCHプログラムに基づく個別療育を実施。アセスメントに基づき、子ども一人ひとりの特徴に合わせた個別療育を1年間通して実施するとともに、保護者にも研修や助言を行い、家庭で実践することで療育の効果を高められるよう支援。

➢ H24の児童福祉法改正以降、各市町村が主体となって個別療育を実施。大阪府は個別療育を実施する市町村を支援。

大阪府発達支援拠点の取り組み

障がい児通所支援事業者育成事業（～R2）

➢ 発達障がい児支援の専門性と実績を生かし、各圏域内の障がい児通所支援事業者への機関支援（①機関支援、②圏域交流会）を実施。
…R2の実績事業所数：94か所（21市町村）
機関支援延べ回数：312回

①機関支援
圏域内の事業所などに対して、スタッフが訪問し、事業所の環境調整や療育について助言。また、療育拠点への来訪や見学、実習も受け入れる。

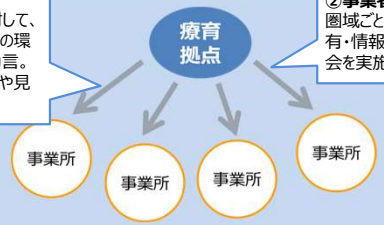

②事業者交流会
圏域ごとに、事業者の情報共有・情報交換の場として交流会を実施

地域の拠点としての機能に着目して、R3年度以降、名称を**「大阪府発達支援拠点」**と改称。

大阪府発達支援拠点の取り組み（新規）

障がい児通所支援事業者等育成事業（R３～）

➢ 事業所への機関支援に加え、新たに**府内の小・中学校等**も機関支援の対象としている。

① 機関支援
圏域内の小・中学校等に対して、スタッフが訪問し、環境調整や支援について助言。
発達支援拠点への来訪や見学、実習も受け入れる。

② 情報交換会の実施
教育と福祉の連携推進のため、
圏域内の学校を対象に情報交換会を実施。
発達障がいのある児童生徒の特性や支援についての助言や、福祉制度の周知を行う。
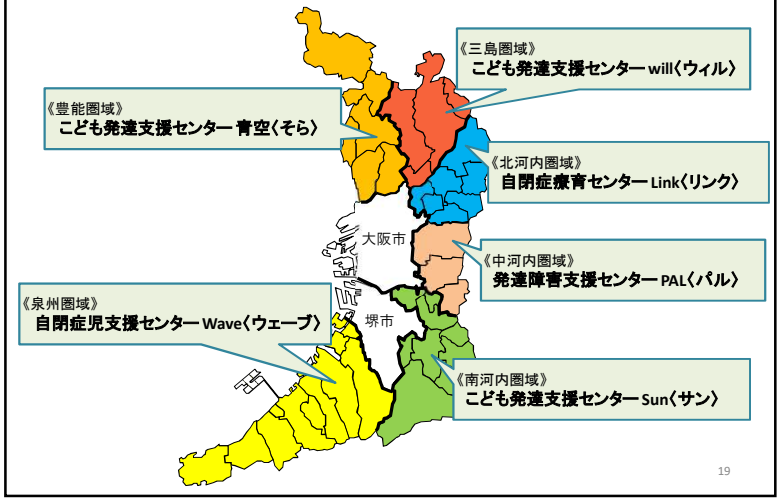
大阪府発達支援拠点